## 更生保護法案(閣法第五三号)(衆議院送付)要旨

本法 律 案 は、 更 生 保 護 の 機 能 を 充実 強化 するため、 保 護 観 察 における遵 守事 項 を整理 して充実させるとと

も ĺĆ 保 護 観 察 の 実 施 状 況 に 応じ て特別遵 守 事 項 の 变 更ができることとするほ ゕੑ 受 刑 者 等 の 社 会 復 帰 の た

整 備 L ようとする も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

め

の

環

境

調

整

の

措

置

を

層

充

実さ

ŧ

併

せ

て

仮

釈

放

の

審

理

に

お

11

て 犯

罪被

害者等

等

の

意 見

を

聴

取す

る

制

度等

を

犯 罪 者予 防 更 生法 及 び 執 行 猶 予 者 保 護 観 察 法 の 整 理 統 合

更 生 保 護 の 基 本 的 な 法 律 が二つに 分か れ て しし るところ、 両 法 律を 貫く 更生保護 の 目 的 に つい て、 犯 罪 を

L た 者 の 再犯 を 防ぎ、 非 行 の ある少年 の 非 行をなくし、これ らの者 が自立 し 改善更生することを助 け るこ

とであることを明確化し た上で、 両 法 律 の 内容 を整理 Ĺ 統合する。

保 護 観 察に お け る遵 守 事 項 の 整 理 及び 充 実

1 遵 守 事 項 の 法 的 性 質 元つい て、 違反した場合に仮釈放 の取消し等の措置に結び付く法的規範であるこ

とを明確化する。

2 保 護 観 察を 充実強化するため、 すべ て の 保 護 観 察対 象 者 が遵守すべ き 一 般 遵守事 頃として、 保 護 観 察

実 施 者 に 対 す る 面 接 及 び 生 活 の 実 態 を 示 す 事 実 の 申 告 等 を 義 務 付 ゖੑ 保 護 観 察 対 象 者ごとに定め 5 れ る

特 別 遵 守事 項 に つい て、 特 定 の 犯 罪 的 傾 向 を 改 善 す る た め の 専 門 的 処 遇プ グラムを受けること等の定

め得る事項の類型を列記する。

3 保 護 観 察 の 実 施 状 況 に 応じ た 特 別 遵 守 事 項 の 設 定 変 更 取 消 U

を

可

能

とする。

 $\equiv$ 社 会 復 帰 の た め の 環 境 の 調 整 の 充 実

社 会 復 帰 又 は 保 護 観 察 の 開 始 を 円 滑 に する た め、 仮 釈 放 者 少 年 院 仮 退 院 者 に つ L١ て は 必 要 性 が 認 め

5 れ る 場 合 に 必 ず 生 活 環 境 の 調 整 を行うこととし、 保 護 観 察 付 執 行 猶 予 者に つ l١ て は、 保 護 観 察 所 の 長 が

主 導 的 に 生 活 環 境 の 調 整 を 開 始できるようにするととも に、 調 整 の 方法 内 容 を 眀 記す る

四、犯罪被害者等の関与

犯 罪 被 害 者 等基 本 計 画におい て、 二年以内を目途に実 施を求めら れている施策として、 次 の 制度を導入

する。

1 仮釈放等の審理において被害者等から意見を聴取する制度

2 悔悟の情を深める指導監督を行うため、 被害者等の心情等を保護観察中の加害者に伝達する制度

五、その他

1 保護観察官と保護司の役割分担に関する規定を整備する。

2 この法律は、 部を除いて公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。